（財産上の不当取引による被害の防止等）

第四十三条　市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章　罰則

第四十五条　第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条　正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第三条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の一項を加える。

6　六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（調整規定）

第四条　この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
法務大臣　江田　五月
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　大畠　章宏

政　令

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七十五号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条から第八条までを次のように改める。

第四条から第八条まで　削除

第十一条第一項第三号中「通則法」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）」に改める。

附則第二条中「機構の解散の日」を「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行の日」に改める。

附則第三条中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（」の下に「平成十一年法律第四十二号。」を加え、「社会保険庁長官が」を「社会保険庁長官（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）が」に改め、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（」の下に「平成十三年法律第百四十号。」を加える。

附則第四条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（」の下に「平成十五年法律第五十八号。」を加え、「社会保険庁長官が」を「社会保険庁長官（同法第四十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）が」に改め、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（」の下に「平成十五年法律第五十九号。」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七十六号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年六月三十日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**